

双葉郡選挙区の維持存続に必要な法的対応を強く求める意見書

平成27年国勢調査に基づく当県議会の議員定数（現行58）の見直しについて、当県の人口は1,914,039人であり、現行定数による議員一人当たりの人口は33,001人となる。選挙区の人口は議員一人当たりの人口の半数以上でなければならないが、同調査時点での双葉郡の人口は7,333人であり、議員一人当たりの人口の半数を下回っているため、双葉郡選挙区は現行定数2がゼロにならざるを得ず、平成31年11月に予定される次期県議会議員選挙においては、現在の選挙区では選挙が実施できないこととなり、現行法令の下では隣接する他市町村との合区が避けられない状況である。

当県は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興の途上であり、特に双葉郡においては、現在でも約6万人の県民が県内外に避難している。今春、一部の地域を除いて避難指示が解除されたが、今もなお多くの県民が故郷以外での生活を送らざるを得ず、他県とは異なる特有の事情がある。また、現行法令では、このような未曾有の災害による住民避難は想定されておらず、避難生活を送らざるを得ない被災地域の民意を反映していないことは明らかである。

当県の復興・再生へ向けた取組も7年目に入り、復興・創生期間のうち残された期間で復興を成し遂げるには、双葉郡内の広域連携を含めた県議会議員の果たす役割がこれまで以上に強く求められており、被災地域の選挙区が廃止されれば、これまで進めてきた復興の加速化の足かせにもなりかねない。

よって、国においては、被災地域の民意を反映させるため、双葉郡選挙区の維持存続に必要な法的対応を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月5日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
総 務 大 臣
復 興 大 臣

福島県議会議長 杉 山 純 一